

## 沖縄県土地開発審査会規則

昭和48年 9月6日 沖縄県規則第63号  
改正 昭和49年 3月30日 沖縄県規則第18号  
改正 昭和57年 4月 1日 沖縄県規則第13号  
改正 昭和58年 3月31日 沖縄県規則第15号  
改正 平成 2年10月23日 沖縄県規則第43号  
改正 平成 9年 2月18日 沖縄県規則第 4号  
改正 平成17年 3月22日 沖縄県規則第12号

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき沖縄県土地開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 審査会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審査会の会議は、会長が必要に応じ召集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審査会の庶務は、企画開発部土地対策課において処理する。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。

**附 則**

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成9年3月24日から施行する。ただし、第6条の改正規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。